

第88期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー7階

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

まかせられる人が、いる。



NISHIMATSU



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から
もご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1820/>



西松建設株式会社

証券コード：1820

株主の皆様へ



代表取締役社長
細川 雅一

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材価格の高止まりや人手不足、専門業者不足による労務費高騰の影響により、注視が必要な状況が続いております。このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョンである「西松-Vision2030」及び「中期経営計画2025」に掲げた施策を着実に実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード：1820)

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 細川 雅一

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)

上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。

西松建設



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所



- ・「ネットで招集」ウェブサイト(<https://s.srdb.jp/1820/>)

ネットで招集



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階 当社 本社

3 会議の目的事項

- | | | |
|------|-------|---|
| 報告事項 | 1 | 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2 | 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

**2025年6月25日
(水曜日)**

午後5時30分まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

[詳しくは次ページへ](#)

書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

**2025年6月25日
(水曜日)**

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会に ご出席される場合



株主総会開催日時

**2025年6月26日
(木曜日)**

午前10時

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・ 書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が当日ご出席された場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご留意ください。

以上

定時株主総会決議ご通知の郵送取り止めについて

当社は以前より、定時株主総会終了後、決議の結果につきまして、「定時株主総会決議ご通知」を株主の皆様へご送付のうえ、当社ウェブサイトに掲載しておりましたが、本年より郵送を取りやめることといたします。今後は、当社ウェブサイト上での掲載のみといたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) インターネット等による議決権行使のご案内



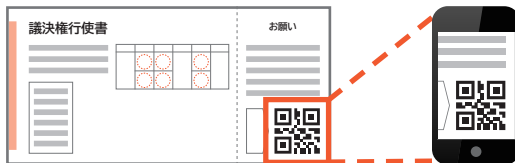
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！

「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください（**議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力不要です。**）

「スマート行使」へのログインイメージ図



**QRコードの読み取りのみでログイン完了
(ID・パスワードの入力不要)**

- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。

ご注意

- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



「議決権行使 ウェブサイト」 による方法

- 1 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード（ID）」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- 4 パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

- その他の株式事務に関するお問い合わせ先



0120-768-524

(年未年始を除く 9:00~21:00)



0120-288-324

(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、永続的な発展に向けた経営基盤の強化のため、内部留保の充実を図りつつ、経営環境や業績を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、当期につきましては、「中期経営計画2025」において、自己資本配当率(DOE) 5 %程度の安定配当を実施し、株主還元を図ることとしております。

これらの基本方針等に基づき、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 120円

総額 4,763,382,840円

なお、中間配当金として1株につき100円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり220円となります。

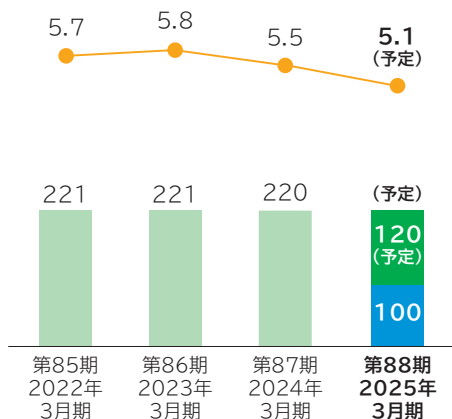
3

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

1株当たり配当金の推移

■ 中間配当 (円) ■ 期末配当 (円)
● 自己資本配当率 (DOE) (%)



その他の剰余金の処分にに関する事項

1

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

2

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために取締役を3名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	ほそかわ 細川 雅一 ^{まさかず}	男性	代表取締役社長 執行役員社長	11/11回 (100%)
2 再任	いっしき 一色 真人 ^{まこと}	男性	代表取締役 執行役員副社長 コーポレート部門担当	16/16回 (100%)
3 新任	しが い 渋井 修 ^{おさむ}	男性	専務執行役員 管理統括室長	—
4 新任	はまさき 濱崎 伸介 ^{しんすけ}	男性	常務執行役員 経営戦略室長	—



候補者番号 **1** ほそかわ まさかず
細川 雅一

再任

- 生年月日 1964年1月10日生
- 取締役在任年数 1年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 4,916株
- 取締役会への出席状況 11/11回(100%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 2,316株)

● 略歴、地位及び担当

1987年 4月	当社入社	2021年 4月	当社執行役員 環境・エネルギー事業統括部長
2011年 4月	当社西日本支社土木部長	2023年 4月	当社常務執行役員 地域環境ソリューション事業本部長
2014年 4月	当社経営企画部長	2024年 4月	当社執行役員副社長
2017年 4月	当社西日本支社中国支店長	2024年 6月	当社代表取締役社長 執行役員社長(現任)
2019年 4月	当社執行役員 新規事業統括部長		

取締役候補者とした理由

細川雅一氏は、上記略歴のとおり、豊富で多彩な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2024年6月から代表取締役社長を務め、コーポレート部門を設置するなどの経営組織の変革を強力に推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **2** いっしき まこと
一色 真人

再任

- 生年月日 1959年4月10日生
- 取締役在任年数 9年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 14,314株
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 4,414株)

● 略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2014年 4月	当社執行役員 土木事業本部副部長 兼土木事業企画部長	2022年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 4月	当社専務執行役員 土木事業本部長	2023年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長
2016年 6月	当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長	2025年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 コーポレート部門担当(現任)
2018年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長		
2019年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長・新規事業担当		
2020年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・新規事業担当		

取締役候補者とした理由

一色真人氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から土木事業本部長を務め、技術力の向上や総合評価案件における提案力の強化による収益力向上に貢献するとともに、安全環境本部長を務め、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、コーポレート部門を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **3** し ぶ い **渋井** お さ む **修**

新任

- 生年月日 1961年7月13日生
- 取締役在任年数 —
- 所有する当社の株式数 4,924株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 2,524株)
- 取締役会への出席状況 —

● 略歴、地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2015年 4月	当社執行役員 社長室長
2010年 4月	当社経営企画室長	2020年 4月	当社常務執行役員 社長室長
2012年 4月	当社経営企画部長	2023年 4月	当社常務執行役員 経営戦略室長
2013年 4月	当社人事部長	2025年 4月	当社専務執行役員 管理統括室長(現任)

取締役候補者とした理由

渋井修氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績を有しており、長年にわたり経営企画部門において戦略立案や業務改善に携わり、当社の成長に大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、戦略的思考や業務改善に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **4** は ま さ き **濱崎** し ん す け **伸介**

新任

- 生年月日 1964年5月21日生
- 取締役在任年数 —
- 所有する当社の株式数 3,483株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 1,583株)
- 取締役会への出席状況 —

● 略歴、地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2018年 4月	当社西日本支社副社長
2012年 4月	当社九州支社建築部長	2019年 4月	当社執行役員 北日本支社長
2013年 4月	当社九州支社建築企画部長	2025年 4月	当社常務執行役員 経営戦略室長(現任)
2016年 4月	当社九州支社副社長		

取締役候補者とした理由

濱崎伸介氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2019年4月から北日本支社社長を務め、営業部門と施工部門の一体化による収益力の向上や選別受注による利益率の改善などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、建設事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役の選任について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役鈴木乃里子及び伊藤弥生の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	再任 社外 独立	いとう 伊藤 やよい 弥生	女性	取締役（監査等委員）	16/16回 (100%)	15/15回 (100%)
2	新任 社外 独立	きくち 菊地 みさこ 美佐子	女性	—	—	—



候補者番号

1

いとう
伊藤

やよい
弥生

再任

社外

独立

● 生年月日 1964年3月1日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 2年(本総会終結時)

● 監査等委員である取締役
在任年数 2年(本総会終結時)

● 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● 監査等委員会への出席状況 15/15回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1986年 4月	日本電信電話株式会社入社	2019年 5月	ユニゾホールディングス株式会社 常務執行役員経営企画所掌
2008年 4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 公共システム事業本部ビジネス企画推進 統括部長	2020年 6月	同社顧問
2016年 4月	日本マイクロソフト株式会社 エンタープライズパートナー営業統括本部 本部長	2020年11月	SGシステム株式会社入社
2017年 2月	ヤマトホールディングス株式会社 デジタルイノベーション推進部長	2021年 4月	同社執行役員経営企画担当
2018年 4月	同社IT戦略部長	2021年 6月	株式会社カナデン社外取締役(現任)
		2021年 6月	三井住建道路株式会社社外取締役(2024年6月退任)
		2023年 6月	日本郵政株式会社社外取締役(現任)
		2023年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

● 重要な兼職の状況 株式会社カナデン 社外取締役、 日本郵政株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤弥生氏は、上記略歴のとおり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ他各社在職中の豊富な経験に加え、ICTに関する幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社のDX(デジタルトランスフォーメーション)に関して豊富な経験に基づく有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である株式会社カナデン及び日本郵政株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。



候補者番号

2

きくち
菊地

みさこ
美佐子

新任

社外

独立

● 生年月日 1961年8月2日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 -

● 監査等委員である取締役
在任年数 -

● 取締役会への出席状況 -

● 監査等委員会への出席状況 -

● 略歴、地位及び担当

1984年 4月	三井物産株式会社入社	2018年 10月	三井物産フォレスト株式会社代表取締役社長 (2022年6月退任)
2001年 5月	同社広報部編集制作室長		
2006年 4月	同社CSR推進部コーポレート・ブランド戦 略室長兼人事総務部ダイバーシティ推進室	2022年 4月	学校法人聖路加国際大学監事(現任)
		2022年 6月	株式会社コメリ社外取締役(現任)
2009年 6月	同社環境・社会貢献部地球環境室長	2022年 6月	株式会社オカムラ社外取締役(現任)
2015年 4月	同社環境・社会貢献部長		

● 重要な兼職の状況 株式会社コメリ 社外取締役、 株式会社オカムラ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

菊地美佐子氏は、上記略歴のとおり、三井物産株式会社に在職中の豊富な経験に加え、同子会社の代表取締役社長として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である株式会社オカムラと当社との間で工事請負に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。上記の他、同氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤弥生及び菊地美佐子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 伊藤弥生氏が社外取締役として就任している日本郵政株式会社は、同社の子会社である日本郵便株式会社において、郵便局における非公開金融情報等の不適切な利用、株式会社かんぽ生命保険の保険商品に関する保険業法認可前の勧誘行為が判明したことに対し、2025年3月に総務省から日本郵政株式会社法に基づく報告徴求命令を受け、同月に金融庁から保険業法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。同氏は当該事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃からグループガバナンスや内部統制の重要性及び法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事案の発覚後は、再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
4. 当社は、伊藤弥生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 菊地美佐子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

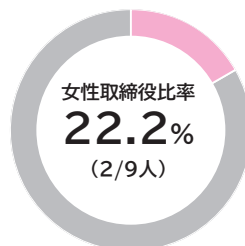
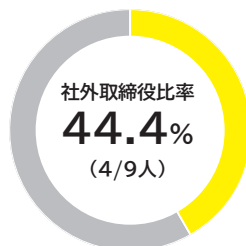
(ご参考)取締役会の構成及びスキルセット(予定)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルセットは次のとおりとなります。

地位	氏名	性別	独立性	企業経営 	建設技術・品質 	サステナビリティ(環境) 	サステナビリティ(社会) 	財務・会計・ファイナンス 	法務・ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス 	デジタル・IT 	グローバル
代表取締役社長	細川 雅一	男性		●	●	●					
代表取締役	一色 真人	男性		●	●	●					
取締役	渋谷 修	男性		●			●	●	●		
取締役	濱崎 伸介	男性		●	●	●					
取締役 (常勤監査等委員)	川野 秀之	男性					●		●		
社外取締役 (監査等委員)	久保 俊裕	男性	●	●		●	●		●		
社外取締役 (監査等委員)	伊藤 弥生	女性	●	●			●			●	
社外取締役 (監査等委員)	大下 元	男性	●	●		●		●	●		●
社外取締役 (監査等委員)	菊地 美佐子	女性	●	●		●	●		●		

※ 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

取締役候補者選任基準



- ・取締役候補者は、知識・経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任する。
- ・業務執行取締役候補者は、当社事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任する。
- ・監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任する。
- ・社外取締役候補者は、独立性を重視して選任するほか、専門的知識を有する者、企業経営の経験を有する者を選任する。また、取締役会の多様性を考慮する。

(ご参考)社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役候補者が以下に該当する場合、当社との独立性がないものと判断する。

1 西松建設グループ関係者

- ・当社及び当社の子会社の出身者
- ・就任前直近5年間に於いて、配偶者・2親等以内の親族が当社の取締役、監査役、執行役員、経営幹部である者

2 主要な取引先との関係者

- ・当社の取引先で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、取引額が当社の連結売上高の2%以上を占める取引先の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者
- ・当社を主要な取引先とする会社で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、当社との取引額がその会社の連結売上高の2%以上である会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

3 主要な借入先との関係者

- ・直近事業年度の事業報告において、主要な借入先としている会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

4 弁護士や公認会計士等の関係者

- ・当社の会計監査人である監査法人の社員で、当社の監査を担当している者、又は就任前5年間にこれらに該当する者
- ・当社から就任前直近3年間に500万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士又はコンサルタント等、又は就任前5年間にこれらに該当する者（法人にあってはこれらに所属する者を含む）

5 寄付先との関係者

- ・当社が就任前直近3年間の平均で1,000万円を超える寄付をした大学や団体等に所属している者

6 主要株主

- ・議決権の10%以上の株式を保有する株主（株主が法人等である場合には、その取締役、経営幹部等である者）

7 その他

- ・取締役の相互派遣に該当する場合
- ・その他重要な利害関係が当社グループとの間に認められる場合

以 上

(ご参考)政策保有株式の縮減状況

<政策保有株式の縮減に関する方針>

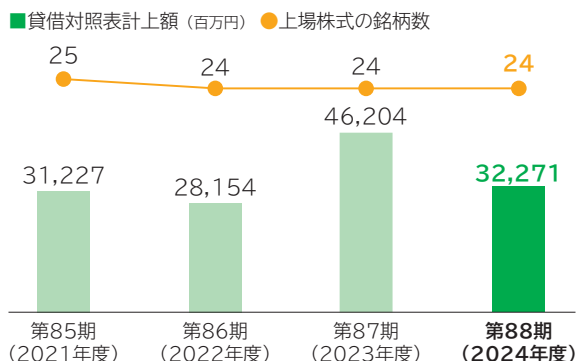
当社は、事業運営上必要とされる銘柄のみ政策保有株式として保有するものとし、それ以外の銘柄については特段の事情がない限り縮減する方針とします。

個別の政策保有株式の保有の適否については、経営会議において毎年度、発行会社との取引の有無、工事情報等の入手状況、その他特段の事情の有無を精査・検証したうえで、取締役会に報告します。取締役会は当該報告を受けて、保有の適否を個別に検証・判断し、検証の内容を開示します。

なお、第88期(2024年度)において、期初に保有していた上場株式24銘柄のうち、1銘柄はその一部を売却し、1銘柄は全株式を売却しました。(新たに1銘柄を取得したため、銘柄数に変更はありません。)

<政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額>

区分	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)	第88期 (2024年度)
銘柄数	102銘柄	103銘柄	102銘柄	101銘柄
うち上場株式の銘柄数	25銘柄	24銘柄	24銘柄	24銘柄
貸借対照表計上額の合計額(百万円)	31,227	28,154	46,204	32,271
うち上場株式の合計額(百万円)	27,055	24,138	42,069	28,229



<政策保有株式の議決権行使に関する方針>

当社の政策保有株式に係る議決権行使基準は以下のとおりです。

- ① 原則として、全ての議案に対して議決権を行使します。
- ② 政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を判断します。特に、合併等の企業再編、業績不振企業による役員退職慰労金の贈呈、第三者割当増資、買収防衛策の導入等に係る議案については、より一層慎重な検討・判断を行います。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が続きました。先行きについては、物価上昇の継続や、米国をはじめとする各国の通商政策等の動き、その影響を受けた海外の経済・物価動向、資源価格の動向などがリスクとなっております。また、金融・為替市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材価格の高止まりや人手不足、専門業者不足による労務費高騰の影響により、注視が必要な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

建設事業受注高は、国内建築工事が減少しましたが、国内土木工事及び海外工事が増加したことにより、前期比694億円増加(19.3%増)の4,297億円となりました。

売上高は、国内建築工事及び不動産事業等が減少したことにより、前期比348億円減少(8.7%減)の3,668億円となりました。営業利益は、国内土木工事の完成工事総利益及び不動産事業等総利益が減少しましたが、国内建築工事の完成工事総利益が増加したことにより、前期比22億円増加(12.1%増)の210億円となりました。経常利益は、前期比6億円増加(3.3%増)の202億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等から前期比51億円増加(41.6%増)の175億円となりました。

売上高

第87期

第88期

401,633百万円 ▶ 366,811百万円
前期比 8.7%減 

営業利益

第87期

第88期

18,827百万円 ▶ 21,098百万円
前期比 12.1%増 

経常利益

第87期

第88期

19,578百万円 ▶ 20,225百万円
前期比 3.3%増 

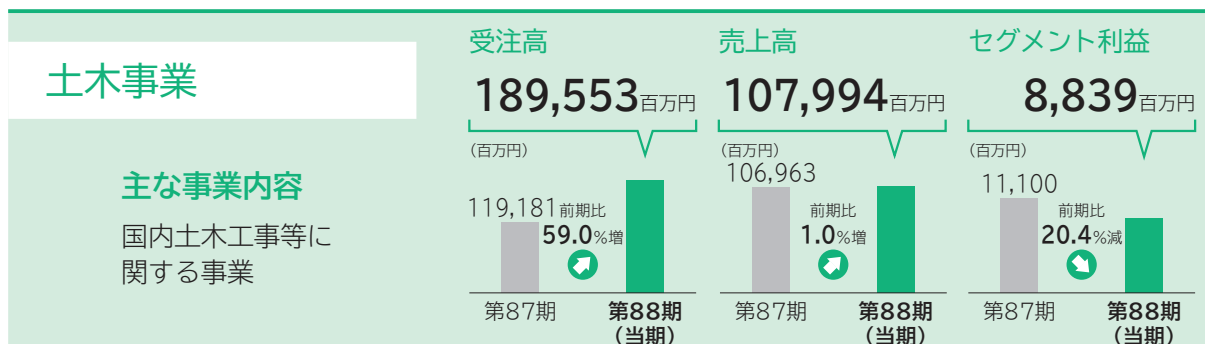
親会社株主に帰属する当期純利益

第87期

第88期

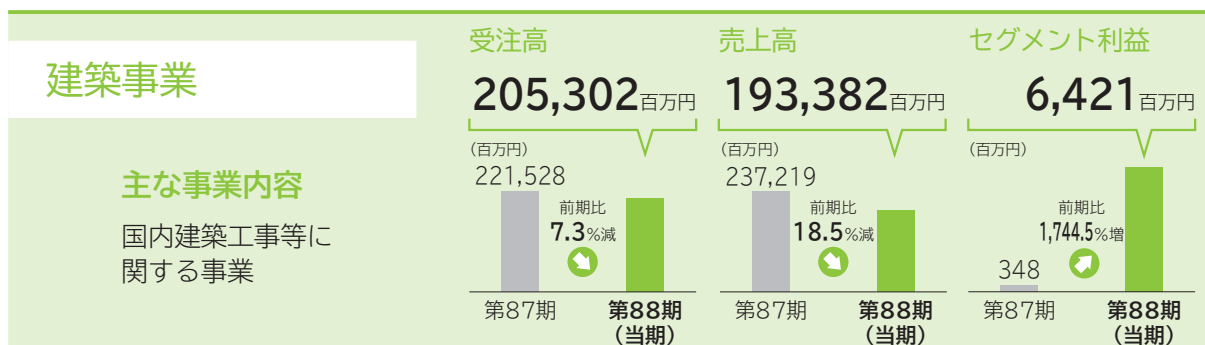
12,388百万円 ▶ 17,543百万円
前期比 41.6%増 

セグメント別の概況



当セグメントの受注高は、大型官公庁工事の入手や随意契約の締結により、前期比59.0%増の1,895億円となりました。

売上高は、工事が概ね順調に進捗したことから、前期比1.0%増の1,079億円となりましたが、セグメント利益は、前期は大型工事での設計変更を獲得できた反動等もあり完成工事総利益が減少し、前期比20.4%減の88億円となりました。



当セグメントの受注高は、民間工事及び官公庁工事がともに減少したことにより、前期比7.3%減の2,053億円となりました。

売上高は、一部大型工事が前期に竣工した反動もあり、前期比18.5%減の1,933億円となりましたが、物価上昇の影響を受けた工事の割合が減少したことから完成工事総利益率が改善し、セグメント利益は前期比1,744.5%増の64億円となりました。

国際事業

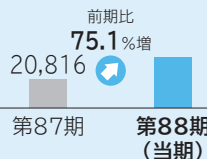
主な事業内容

海外土木工事及び
海外建築工事等に
関する事業

受注高

36,442百万円

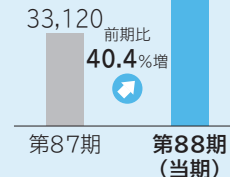
(百万円)



売上高

46,498百万円

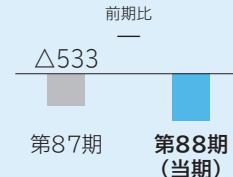
(百万円)



セグメント利益

△802百万円

(百万円)



当セグメントの受注高は、シンガポールで大型土木工事を受注したことや建築子会社での受注が増加したことから、前期比75.1%増の364億円となりました。

売上高は、主に建築子会社の売上高が増加し、前期比40.4%増の464億円となりましたが、セグメント損失は8億円(前期は5億円のセグメント損失)となりました。

【建設事業の主な受注工事】

国土交通省関東地方整備局

横浜湘南道路トンネルその4工事

トヨタホーム(株)・ミサワホーム(株)・
住友商事(株)

(仮称)横浜港北物流施設新築工事

国土交通省東北地方整備局

鳥海ダム本体建設(第1期)工事

成田国際空港(株)

C滑走路北側造成工事

住友不動産(株)

(仮称)南青山四丁目計画新築本体工事

【建設事業の主な完成工事】

(株)シーアールイー

ロジスクエアふじみ野A・B新築工事

(同)ユニーク

(仮称)大阪府茨木市蔵垣内一丁目計画新築工事

(学)村崎学園

徳島文理大学高松駅キャンパス新築工事(建築)

国土交通省四国地方整備局

令和2－5年度 窪川佐賀道路不破原トンネル工事

国土交通省九州地方整備局

長崎497号松浦1号トンネル新設工事



ロジスクエアふじみ野A・B新築工事



令和2－5年度 窪川佐賀道路不破原トンネル工事

アセットバリューアッド事業

主な事業内容

再開発事業、保有不動産の
販売及び賃貸等に関する事業

売上高

27,096 百万円

(百万円)

28,642

前期比
5.4%減

第87期

第88期
(当期)

セグメント利益

7,479 百万円

(百万円)

8,899

前期比
16.0%減

第87期

第88期
(当期)

当セグメントは主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されております。

当セグメントの売上高は、主に販売事業が減少したことにより、前期比5.4%減の270億円となり、セグメント利益は、販売事業利益の減少に伴い、前期比16.0%減の74億円となりました。



HOTEL AO KANAZAWA



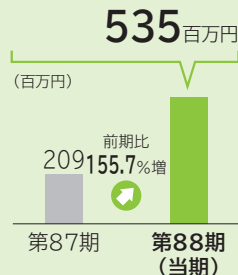
メディカル・リハビリホームグランダ水前寺

地域環境ソリューション事業

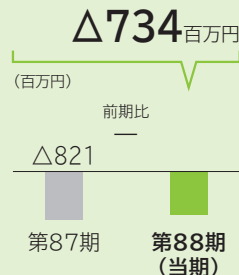
主な事業内容

再生可能エネルギー及び
まちづくり等に関する事業

売上高



セグメント利益



当セグメントは主に再生可能エネルギー事業及びまちづくり事業の売上により構成されております。

当セグメントの売上高は、前期比155.7%増の5億円となりましたが、セグメント損失は7億円(前期は8億円のセグメント損失)となりました。



山陽小野田グリーンエナジー発電所

(注) 各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値を記載しております。

2. 資金調達の状況

2024年9月20日に第15回無担保社債(5年債)200億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は238億円であり、主に賃貸事業用の土地・建物の取得及び自社開発物件の建設費等であります。

4. 財産及び損益の状況の推移

■ 当社グループの財産及び損益の状況

(百万円)

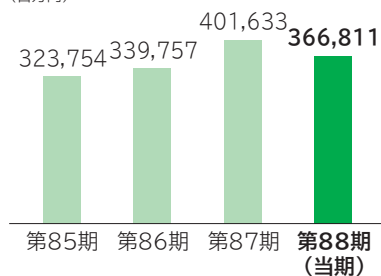
区分	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)	第88期 (2024年度) (当期)
建設事業受注高	333,974	340,392	360,273	429,719
売上高	323,754	339,757	401,633	366,811
経常利益	23,497	13,176	19,578	20,225
親会社株主に帰属する当期純利益	15,103	9,648	12,388	17,543
1株当たり当期純利益	312.34円	244.43円	313.86円	444.46円
総資産	477,613	513,623	579,624	592,046
純資産	157,715	156,148	176,856	181,190

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 第88期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しており、第88期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

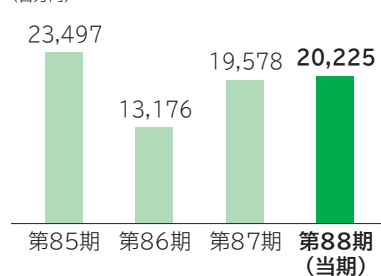
売上高

(百万円)



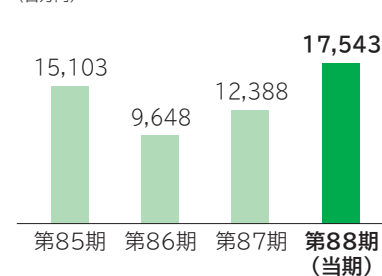
経常利益

(百万円)



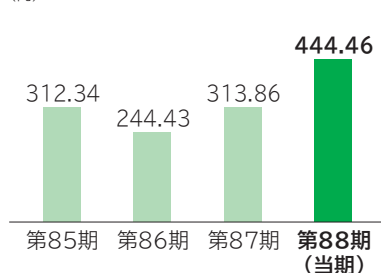
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



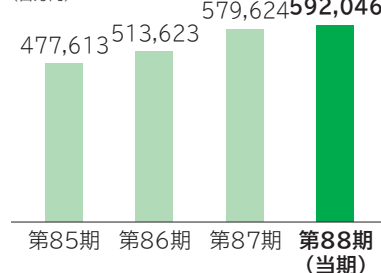
1株当たり当期純利益

(円)



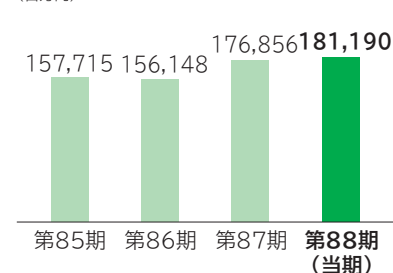
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



当社の財産及び損益の状況

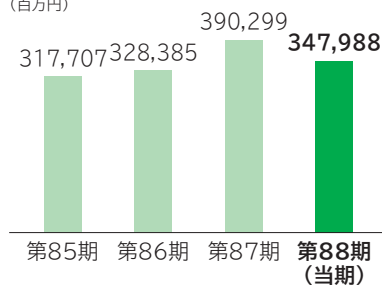
(百万円)

区分	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度)	第88期 (2024年度) (当期)
建設事業受注高	328,093	327,401	351,245	409,904
売上高	317,707	328,385	390,299	347,988
経常利益	23,771	12,641	19,069	20,182
当期純利益	15,003	9,393	12,225	17,535
1株当たり当期純利益	310.27円	237.98円	309.74円	444.26円
総資産	462,400	490,938	540,571	537,998
純資産	147,941	145,069	163,336	165,264

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 第88期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しており、第88期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

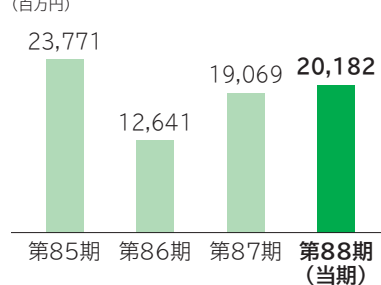
売上高

(百万円)



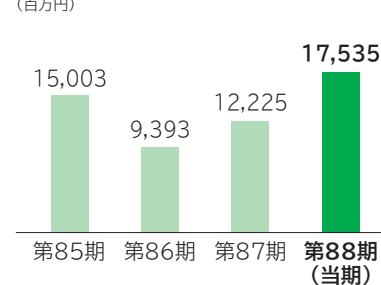
経常利益

(百万円)



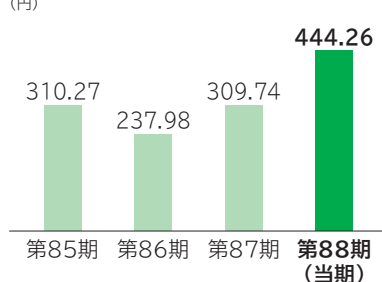
当期純利益

(百万円)



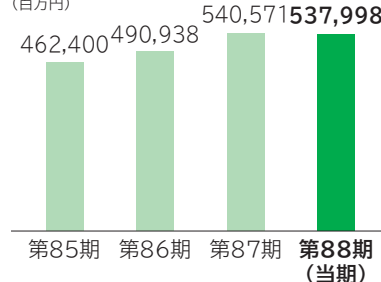
1株当たり当期純利益

(円)



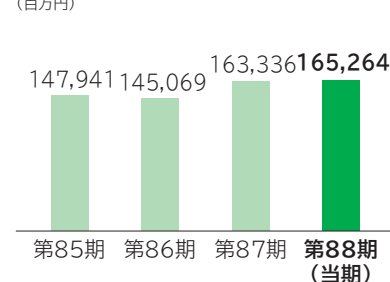
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



5. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、コロナ禍やグローバル化の進展、価値観の多様化を受け、絶え間なく変化しています。建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材価格の高止まりや人手不足、専門業者不足による労務費高騰の影響により、注視が必要な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョン「西松-Vision 2030」及び「中期経営計画2025」の達成に向けて、計画に掲げた施策を着実に実行してまいります。

国内土木事業におきましては、2024年度に低下した工事荒利益率の改善に取り組むほか、洋上風力等の新分野への挑戦を継続しております。また、公共工事の受注規模拡大に向けた技術提案部署の人財確保にも引き続き取り組んでまいります。

国内建築事業におきましては、本年4月の中部支社設立により中部エリアにおける事業の拡大を目指すほか、生産性向上による更なる利益率の向上に取り組んでおります。また、人財の確保につきましても引き続き取り組んでまいります。

国際事業におきましては、土木は受注の期ずれへの対応を強化することで安定した収益の確保を目指しており、建築は受注規模拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

アセットバリューアッド事業におきましては、市場環境や金利上昇により新たな事業の仕込み等が遅れておりますが、「循環型再投資モデル」への進化を目指すべく、強化策を拡充してまいります。

地域環境ソリューション事業におきましては、再生可能エネルギー事業の開発やまちづくり事業の内容の検討に取り組んでおります。また、事業におけるリスクの評価と管理に注力してまいります。

当社は本年4月、コーポレート部門を設置する機構改革を実施しました。コーポレート部門の役割を明確化し、強化することにより、企業戦略と事業戦略が相互に連携し、全社的な視点での経営を推進してまいります。

2025年度は、当社グループの「中期経営計画2025」の最終年度になります。計画の基本方針に基づき、引き続き企業価値向上を図るとともに、最終的には当社に関わる全員が幸せになる「魅力あるゼネコンNO.1」を目指して邁進してまいります。

(業績及び財務計画 (連結))

指標		2024年度実績	2025年度計画
売上高		3,668億円	4,200億円
営業利益		210億円	250億円
資本効率	ROE	10.3%	10.0%
財務健全性	自己資本比率	29.1%	30%程度
	D/E レシオ	1.2倍	1.5倍程度
株主還元	配当	1株当たり年間配当金220円 自己資本配当率(DOE)5.1%	自己資本配当率(DOE) 5%程度の安定配当

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100 百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
西松アセットマネジメント株式会社	125 百万円	80.0%	第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
泰国西松建設株式会社	20 百万タイバツ	49.0%	建設事業
西松ベトナム有限会社	3 百万米ドル	100.0%	建設事業
西松リアルエステート・デベロップメント (アジア) 社	71 百万米ドル	100.0%	開発・不動産事業等
バンコクサトーンホテルマネジメント社	2,848 百万タイバツ	51.0% (51.0%)	ホテル開発・運営事業

(注) 1. 泰国西松建設株式会社に対する出資比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の連結子会社は、上記の子会社を含めて15社であります。
3. 出資比率の()は、間接所有割合の内数となっております。

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業の許可(国土交通大臣許可(特-3)第1100号)を受け、土木工事業、建築工事業及びこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許(国土交通大臣(14)第1743号)を取得し、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (2025年3月31日現在)

当社

本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

支社・支店：北日本支社（仙台市） 札幌支店（札幌市）

関東土木支社（東京都港区） 北陸支店（新潟市）

関東建築支社（東京都港区）

西日本支社（大阪市） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市）

九州支社（福岡市） 沖縄支店（那覇市）

海外営業所：シンガポール営業所 バトナム営業所 マレーシア営業所 ミャンマー営業所 フィリピン営業所

技術研究所：東京オフィス（東京都港区） 愛川オフィス（神奈川県愛甲郡愛川町）

（注）2025年2月12日に公表しました「中部支社の設立及び執行役員の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年4月1日をもって中部支店を廃止し、西日本支社から独立した中部支社に組織変更いたしました。

重要な子会社

西松地所株式会社（東京都港区）

西松アセットマネジメント株式会社（東京都港区）

泰国西松建設株式会社（タイ）

西松バトナム有限会社（バトナム）

西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社（シンガポール）

バンコクサトーンホテルマネジメント社（タイ）

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
3,065名	112名増

（注） 従業員数は就業人員数であります。なお、2024年度より臨時従業員数を除いて記載しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,622名	78名増	44.0歳	19.2年

（注） 従業員数は就業人員数であります。なお、2024年度より臨時従業員数を除いて記載しております。

10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

（百万円）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	22,478
アユタヤ銀行	17,864
株式会社三井住友銀行	10,000
株式会社りそな銀行	7,500
農林中央金庫	7,500
株式会社三菱UFJ銀行	7,500

（注） 借入残高上位6社の金融機関を記載しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

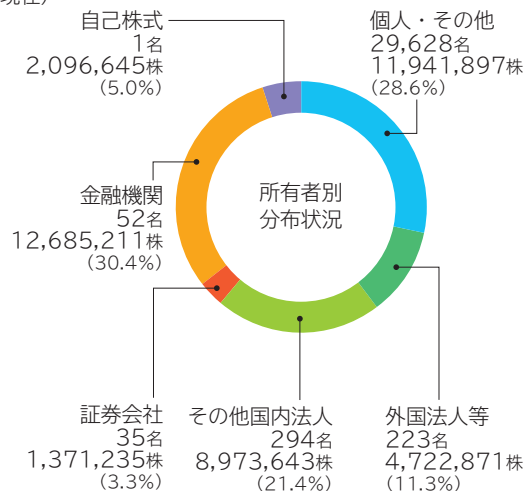
41,791,502株 (自己株式2,096,645株を含む)

(注) 自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式224,000株は含めておりません。

3. 株主数

30,233名 (前期末比3,075名減)

4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	7,709	19.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,700	14.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,507	6.32
西松建設持株会	970	2.44
明治安田生命保険相互会社	915	2.31
株式会社みずほ銀行	614	1.55
住友不動産株式会社	612	1.54
みずほ信託銀行株式会社	600	1.51
JPモルガン証券株式会社	528	1.33
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	494	1.24

(注) 1. 当社は自己株式2,096,645株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式2,096,645株を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式224,000株は含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	一株	一名

（注） 1. 監査等委員及び社外取締役に對して株式の交付は行っておりません。
 2. 上記のほか、執行役員1名に對して1,300株を交付しております。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年4月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び総数	普通株式 13,800,000株
消却日	2024年7月1日

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	高 瀬 伸 利	執行役員会長
代表取締役社長	細 川 雅 一	執行役員社長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長
代表取締役	河 埜 祐 一	執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室長・ 地域環境ソリューション事業担当・I R担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 アセットバリュアード事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	専務執行役員 建築事業本部長
社外取締役	松 坂 英 孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問
取締役 (常勤監査等委員)	川 野 秀 之	
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 乃 里 子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事
社外取締役 (監査等委員)	久 保 俊 裕	健康保険組合大阪連合会 会長 健康保険組合連合会 副会長
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 弥 生	株式会社カナデン 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	大 下 元	JFEエンジニアリング株式会社 特別顧問

- (注) 1. 松坂英孝、鈴木乃里子、久保俊裕、伊藤弥生及び大下元の各氏は、社外取締役であります。
2. 松坂英孝、鈴木乃里子、久保俊裕、伊藤弥生及び大下元の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 鈴木乃里子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。大下元氏は、JFEエンジニアリング株式会社において経理部長を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 川野秀之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、日常的な情報収集、社内の重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携などにより、監査等委員会の監査の実効性を確保するためであります。
5. 細川雅一氏は、2024年6月26日開催の第87期定時株主総会において新たに選任され、株主総会後の取締役会を経て代表取締役に就任いたしました。
6. 川野秀之及び大下元の両氏は、2024年6月26日開催の第87期定時株主総会において新たに選任され、監査等委員である取締役に就任いたしました。
7. 矢口弘及び池田純の両氏は、2024年6月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。

(ご参考)2025年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

役名	氏名				職名
※執行役員社長	細	川	雅	一	
※執行役員副社長	一	色	眞	人	コーポレート部門担当
※専務執行役員	濱	田	一	豊	建築事業本部長
専務執行役員	難	波	正	和	土木事業本部長 兼 安全環境本部長
専務執行役員	松	友		登	土木事業本部副本部長
専務執行役員	渋	井		修	管理統括室長
専務執行役員	井	上	貴	文	建築事業本部副本部長
常務執行役員	吉	田	卓	生	人財戦略室長
常務執行役員	黒	田	隆	司	関東建築支社長
常務執行役員	濱	崎	伸	介	経営戦略室長
常務執行役員	川	瀧	弘	之	土木事業本部付
執行役員	木	村	博	規	西日本支社長
執行役員	橋	佐古	敬	次	中部支社長
執行役員	成	田	和	俊	建築事業本部副本部長
執行役員	山	本	誠	吾	関東建築支社副支社長
執行役員	本	多	一	藏	管理統括室副室長 兼 法務部長
執行役員	坪	井	広	美	技術戦略室長
執行役員	石	山	宏	二	技術戦略室副室長
執行役員	鳥	居	久	嗣	管理統括室副室長 兼 総務部長
執行役員	楠	浴	淳	士	地域環境ソリューション事業本部長
執行役員	石	井	正	典	土木事業本部副本部長
執行役員	鷹	野	文	英	北日本支社長
執行役員	鬼	木	光	一	アセットバリュアード事業本部長
執行役員	野	村		信	アセットバリュアード事業本部副本部長 兼 西松地所株式会社代表取締役社長
執行役員	宗	澤	敦	郎	関東土木支社長
執行役員	高	橋	一	太	九州支社長
執行役員	柳	澤		修	土木事業本部副本部長
執行役員	草	野	孝	三	国際事業本部長
執行役員	佐久間		栄	一	国際事業本部副本部長 兼 泰国西松建設株式会社代表取締役社長
執行役員	薄		純	一	経営戦略室副室長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役 松坂英孝、川野秀之、鈴木乃里子、久保俊裕、伊藤弥生及び大下元の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者などから被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員、退任役員、管理職従業員(支社長、支店長)及び一部子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

1 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (1名)	215百万円 (10百万円)	47百万円 (―)	32百万円 (―)	295百万円 (10百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7名 (5名)	58百万円 (40百万円)	― (―)	― (―)	58百万円 (40百万円)
合 計 (うち社外取締役)	14名 (6名)	273百万円 (51百万円)	47百万円 (―)	32百万円 (―)	353百万円 (51百万円)

(注) 1. 業績連動報酬(金銭報酬)の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、業績連動報酬(非金銭報酬)の総額は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

2. 上記には、2024年6月26日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含めて記載しております。

2 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、「連結売上高」「連結営業利益」「連結当期純利益」「ROE」「PBR」「TSR(5年)」であります。「連結売上高」「連結営業利益」「ROE」を選定した理由は、当社の「中期経営計画2025」の指標であるためです。また「連結当期純利益」を選定した理由は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる指標であり、「PBR」は株価と純資産の関係を示し、企業の市場評価が反映される指標、「TSR」は株主が受け取る配当と株価の変動を考慮し、長期的な投資リターンを示す指標であり、これらは株式市場においても関心が高い指標であるためです。事業本部を管掌する取締役については、これらに加え、各事業本部における受注や利益等も算定の基礎としております。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値の達成度と連動させて算定しております。当事業年度を含む各業績指標の実績は、事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」に記載のほか、PBRは1.1倍、TSR(5年)は279.4%でした。なお、業績連動報酬は現金報酬と株式報酬に分けて支給するものとしております。

3 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の仕組みを採用しております。当社は各取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対し、上記2により算定した業績連動報酬額のうち株式報酬分として換算したポイント(1ポイント=1株)を付与し、取締役の退任時に、株式給付信託(BBT)より、累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

4 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において年額360百万円以内(うち社外取締役年額30百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬として1事業年度当たり付与するポイント(1ポイント=1株)の総数の上限は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、35,900ポイントと決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名(うち社外取締役0名)であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資する報酬制度を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、2025年2月28日開催の取締役会において審議し、決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。また、社外取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は基本報酬のみとします。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬(月額報酬)とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「目標達成度」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1:1とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します(基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定)。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社 外 取 締 役	松 坂 英 孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問
	鈴 木 乃 里 子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事
社 外 取 締 役 (監査等委員)	久 保 俊 裕	健康保険組合大阪連合会 会長 健康保険組合連合会 副会長
	伊 藤 弥 生	株式会社カナデン 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
	大 下 元	JFEエンジニアリング株式会社 特別顧問

(注) 1. 大下元氏が特別顧問を務めるJFEエンジニアリング株式会社と当社の間で工事請負に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

2. 上記1.の他に、各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	松 坂 英 孝	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	鈴 木 乃 里 子	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験をもとに、アセットバリュアード事業に関して財務・会計の観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	久 保 俊 裕	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っている他、サステナビリティ委員会の委員を務め、マテリアリティに紐づく環境変化(リスク・機会)への対応方針等の決定過程における監督機能を担っております。
	伊 藤 弥 生	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に加え、ICTに関する幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っている他、サステナビリティ委員会の委員を務め、マテリアリティに紐づく環境変化(リスク・機会)への対応方針等の決定過程における監督機能を担っております。
	大 下 元	当事業年度の取締役会には就任後開催された11回のうち10回に出席し、監査等委員会には就任後開催された10回全てに出席しております。 企業経営に加え、経理・財務に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

64百万円

2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び過去の報酬等の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。その結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の規模、陣容及び職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について、株主総会に提出する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その理由等を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	299,147
現金預金	43,418
受取手形・完成工事未収入金等	213,590
販売用不動産	1,813
未成工事支出金	15,101
不動産事業等支出金	1,859
材料貯蔵品	877
立替金	13,418
その他	9,090
貸倒引当金	△22
固定資産	292,898
有形固定資産	182,842
建物・構築物	64,563
機械・運搬具及び工具器具備品	1,958
土地	102,082
リース資産	59
建設仮勘定	14,177
無形固定資産	8,312
投資その他の資産	101,744
投資有価証券	86,058
長期貸付金	7,799
退職給付に係る資産	3,341
繰延税金資産	161
その他	4,747
貸倒引当金	△364
資産合計	592,046

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	260,859
支払手形・工事未払金等	63,830
短期借入金	42,848
コマーシャル・ペーパー	20,000
1年内償還予定の社債	15,000
未払法人税等	3,582
未成工事受入金	32,629
預り金	68,320
完成工事補償引当金	1,829
賞与引当金	4,680
役員賞与引当金	114
工事損失引当金	1,214
不動産事業等損失引当金	2
その他	6,808
固定負債	149,996
社債	96,000
長期借入金	40,364
繰延税金負債	253
役員株式給付引当金	251
退職給付に係る負債	6,317
資産除去債務	905
その他	5,904
負債合計	410,855
純資産の部	
株主資本	158,337
資本金	23,513
資本剰余金	20,795
利益剰余金	122,249
自己株式	△8,220
その他の包括利益累計額	13,805
その他有価証券評価差額金	10,826
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	3,780
退職給付に係る調整累計額	△807
非支配株主持分	9,047
純資産合計	181,190
負債純資産合計	592,046

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	336,286	
不動産事業等売上高	30,524	366,811
売上原価		
完成工事原価	302,855	
不動産事業等売上原価	19,847	322,702
売上総利益		
完成工事総利益	33,430	
不動産事業等総利益	10,677	44,108
販売費及び一般管理費		23,009
営業利益		21,098
営業外収益		
受取利息	402	
受取配当金	732	
その他	467	1,602
営業外費用		
支払利息	1,575	
資金調達費用	117	
為替差損	521	
持分法による投資損失	15	
その他	245	2,476
経常利益		20,225
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	7,005	
受取補償金	345	
その他	232	7,589
特別損失		
固定資産売却損	456	
固定資産除却損	339	
減損損失	2,072	
投資有価証券評価損	170	
その他	235	3,273
税金等調整前当期純利益		24,540
法人税、住民税及び事業税	5,399	
法人税等調整額	1,561	6,961
当期純利益		17,579
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		17,543

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	274,022
現金預金	26,754
受取手形	1,598
完成工事未収入金	208,103
販売用不動産	1,816
未成工事支出金	14,602
不動産事業等支出金	1,859
材料貯蔵品	854
短期貸付金	427
立替金	13,441
その他	6,213
貸倒引当金	△1,648
固定資産	263,975
有形固定資産	150,432
建物・構築物	62,055
機械・運搬具	1,382
工具器具・備品	444
土地	84,914
リース資産	59
建設仮勘定	1,574
無形固定資産	8,231
投資その他の資産	105,311
投資有価証券	58,600
関係会社株式	25,433
関係会社出資金	4,568
長期貸付金	8,119
長期前払費用	18
前払年金費用	4,440
その他	4,494
貸倒引当金	△364
資産合計	537,998

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	241,713
支払手形	474
電子記録債務	13,523
工事未払金	42,801
短期借入金	32,370
コマーシャル・ペーパー	20,000
1年内償還予定の社債	15,000
未払法人税等	3,463
未成工事受入金	31,968
預り金	68,222
完成工事補償引当金	1,829
賞与引当金	4,564
役員賞与引当金	114
工事損失引当金	1,214
不動産事業等損失引当金	2
その他	6,164
固定負債	131,019
社債	96,000
長期借入金	22,500
繰延税金負債	267
退職給付引当金	5,990
役員株式給付引当金	251
資産除去債務	838
その他	5,172
負債合計	372,733
純資産の部	
株主資本	154,437
資本金	23,513
資本剰余金	20,780
資本準備金	20,780
利益剰余金	118,364
利益準備金	5,878
その他利益剰余金	
買換資産圧縮積立金	840
別途積立金	91,475
繰越利益剰余金	20,169
自己株式	△8,220
評価・換算差額等	10,826
その他有価証券評価差額金	10,826
純資産合計	165,264
負債純資産合計	537,998

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	321,293	347,988
不動産事業等売上高	26,695	
売上原価		
完成工事原価	288,774	306,637
不動産事業等売上原価	17,862	
売上総利益		
完成工事総利益	32,518	41,351
不動産事業等総利益	8,832	
販売費及び一般管理費		20,931
営業利益		20,420
営業外収益		1,608
受取利息及び配当金	1,195	
その他	413	
営業外費用		1,846
支払利息	557	
社債利息	748	
資金調達費用	115	
為替差損	319	
その他	104	
経常利益		20,182
特別利益		7,356
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	7,005	
受取補償金	345	3,184
特別損失		
固定資産売却損	456	
固定資産除却損	339	
減損損失	21	
投資有価証券評価損	170	
関係会社事業損失	2,192	
その他	2	
税引前当期純利益		24,354
法人税、住民税及び事業税	5,300	6,819
法人税等調整額	1,518	
当期純利益		17,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を確認いたしました。
- ② 会計監査人より事前に監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

西松建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 川 野 秀 之 ㊞

監 査 等 委 員 鈴 木 乃 里 子 ㊞

監 査 等 委 員 久 保 俊 裕 ㊞

監 査 等 委 員 伊 藤 弥 生 ㊞

監 査 等 委 員 大 下 元 ㊞

(注) 監査等委員 鈴木乃里子、久保俊裕、伊藤弥生及び大下元は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

主な完成工事



1 ロジスクエアふじみ野A・B新築工事(埼玉県)発注者:(株)シーアールイー / 2 徳島文理大学 高松駅キャンパス新築工事(香川県)発注者:(学)村崎学園 / 3 ユアサ商事タイランド新社屋建設工事(タイ王国)発注者:Yuasa Trading (Thailand) Co., Ltd. / 4 長崎497号松浦1号トンネル新設工事(長崎県)発注者:国土交通省九州地方整備局 / 5 (仮称)柴田町総合体育館整備事業 新築工事(宮城県)発注者:伊藤忠商事(株)



6 北陸自動車道 敦賀管内災害復旧工事(その2)(福井県)発注者:中日本高速道路(株) / 7 (仮称)東京都世田谷区奥沢七丁目計画
工事(東京都)発注者:東急不動産(株)・東急(株) / 8 (仮称)横浜北幸計画新築工事(神奈川県)発注者:住友不動産(株)

TOPICS — トピックス —

「中大規模木造建築物の実現」に向けたプロジェクトが竣工

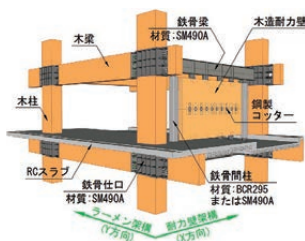
～日本建築センター評定取得構法「P&UA構法」実プロジェクト第1号の実現～

当社は「中大規模木造建築物の実現」に向けた取り組みを進めており、2025年1月31日に一般財団法人日本建築センター評定取得構法「P&UA^(※1) 構法」を採用した実プロジェクト第1号が竣工しました。同構法の実プロジェクトによる実現は、構法研究開発グループ^(※2) では初となります。

本プロジェクトは、当社と資本業務提携を結んでいる伊藤忠商事株式会社に推進している木造5階建ての耐火建築物を建設するものです。

■ 先導的な木造化への取り組み

本プロジェクトで実現した「P&UA構法」は、高性能な木造ラーメンフレーム構法と、高耐力な木造耐力壁構法を組み合わせることにより、10階建て規模の中大規模木造建築物の実現を可能とした先進的な耐震構造技術です。国産材の活用も特徴の一つであり、木造ラーメンを構成する柱及び梁には、スギ・ヒノキ構造用集成材を、耐力壁には、ヒノキCLT（Cross Laminated Timber）を使用しました。



■ 竣工後のモニタリング・技術検証への取り組み

本プロジェクトでは、建物全体の振動特性、木材のクリープ歪み量、温湿度変化等の複数のモニタリングが可能な計測システムを構築しています。今後、同システムを活用することで、中大規模木造建築物の各種性能検証や開発構法の更なる改良、次なる実プロジェクトへの適用検討に向けた取り組みを進めてまいります。

(※1) Panel & Unbonded Anchorの略称

(※2) 技術開発者：(株)市浦ハウジング&プランニング、(株)織本構造設計、東急建設(株)、東レ建設(株)、戸田建設(株)、西松建設(株)、(株)長谷工コーポレーション、三井住友建設(株)

共同研究者：京都大学 五十田教授、近畿大学 松本教授、広島県立総合技術研究所林業技術センター

協力者：アルファ工業(株)、内田技建、(株)ウッドワン、エイコー(株)、(株)河本組、桜設計集団、ジャパン建材(株)、(株)中東、藤田K林産技術士事務所、銘建工業(株)（以上、五十音順）

第73回 日経広告賞「建設・不動産部門」最優秀賞を受賞

当社は、2024年5月15日に日本経済新聞 朝刊に掲載しました150周年記念広告「150年間、13万件。街を、暮らしを、社会をつくってきた証しです。」が、2024年11月7日発表の「第73回 日経広告賞（2024年）」において、「建設・不動産部門」最優秀賞を受賞しました。



本広告は、昨年創業150周年を迎えた当社の歴史が、工事を請け負って無事に完成させるということの積み重ねであることを再認識し、これまで支えていただいた方への感謝の意を込めて、請け負ってきた工事をできる限り掲載したいと考え、作成したものです。あわせて、その一つ一つの工事が現在の社会基盤の一部となっていることを表現するために、代表的な建造物を文字で描きました。

私たち西松建設は、これからも、皆様への感謝の気持ちを忘れることなく、これまで培った技術と伝統に自信と誇りを持って、変化の激しい時代に順応し、「まかせられる人が、いる。」企業であり続けられるよう努めてまいります。

ご参考

日経広告賞は1952年にスタートした日本の代表的な広告賞で、これまで多くの優れた広告作品を表彰してきました。

詳細につきましては、
当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nishimatsu.co.jp/news/2024/73.html>



TOPICS — トピックス —

企業CM ～ 昨年度に引き続き“西松くん”と“飯尾先輩”が繰り広げる、コミカルで心温まるストーリーに注目 ～

2024年で創業150周年を迎えた当社は、2025年4月4日(金)より全国(一部地域除く)で新CMの放映を開始しました。

今年で3年目となる「西松くん」シリーズの新CMでは、昨年度に引き続き細田佳央太さん演じる若手社員の西松くんと、お笑い芸人のずん・飯尾和樹さん演じる飯尾先輩が登場。次の150年も「まかせられる」企業であり続けるため、「全力西松」をスローガンに、インパクトのあるマツケンサンバのオリジナル替え歌を通じて、現場で働く人々のポジティブな様子や人間関係をコミカルに描いています。



CMストーリー

「西松くんの応援歌、聞かれる」篇 30秒 「西松くんの応援歌、歌われる」篇 30秒

詳細につきましては、
当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.nishimatsu.co.jp/news/2025/_cm_2025_4_4.html



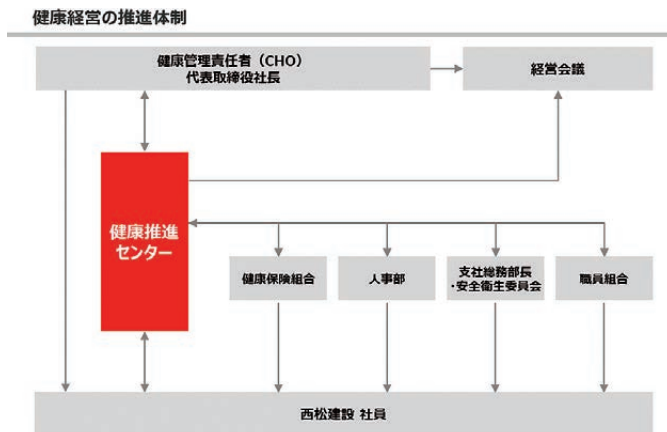
「健康経営優良法人2025大規模法人部門（ホワイト500）」に認定

当社では、企業が活力を持って成長するには、社員の幸せが不可欠であり、その幸せの基本は健康にあると考えています。したがって、疾病等による労働力の損失を未然に防ぎ、生産性の向上につなげることが重要な経営課題と認識しています。フィジカル・メンタル・ヘルスリテラシー・長時間労働の4つの視点から、社員の健康意識向上を目的とした施策や、医療職が直接社員に關与する施策を組み合わせながら健康経営®を推進しています。

具体的な施策として、「人間ドックに対する費用補助（オプション検査含む、被扶養配偶者にも同様の補助あり）」「定期健診後の精密検査受診助奨」「女性がん検診費用補助」「医療職によるフィジカル・メンタル相談」「卒煙プログラムの無償提供」などを講じています。これらをはじめとする施策と継続的な改善が評価され、ホワイト500に認定されました。（通算6回目）

今後も会社の責任として社員の健康を支えるという考えのもと、産業保健体制の強化とあわせて、社員に健康維持の自覚を促す施策を講じるにより、健康経営®をさらに推進していきます。

（「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。）



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門
ホワイト500

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
- 定時株主総会 毎年6月下旬
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
- 公告方法 電子公告 (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)
ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- 株式のお取扱窓口 お取引の証券会社等（特別口座管理の場合は、みずほ信託銀行^(※)にお問い合わせください。）
- お問い合わせ先  0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
- 未払配当金のお支払 みずほ信託銀行^(※) 及びみずほ銀行
（※）トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。

株式のお手続きに関するお知らせ

Q ▶ 単元未満株式の買取・買増制度とは何ですか？

A 当社の単元株式数（売買単位）は100株となっているため、100株に満たない株式（単元未満株式）は株式市場で売買できません。そのため、当社では、株主様ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度（買取制度）及び株主様ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度（買増制度）を実施しております。

詳細につきましては、証券会社等に口座を開設されている株主様はお取引の証券会社等に、それ以外の株主様はみずほ信託銀行にそれぞれお問い合わせください。

Q ▶ 特別口座から証券会社等の口座への振替について教えてください。

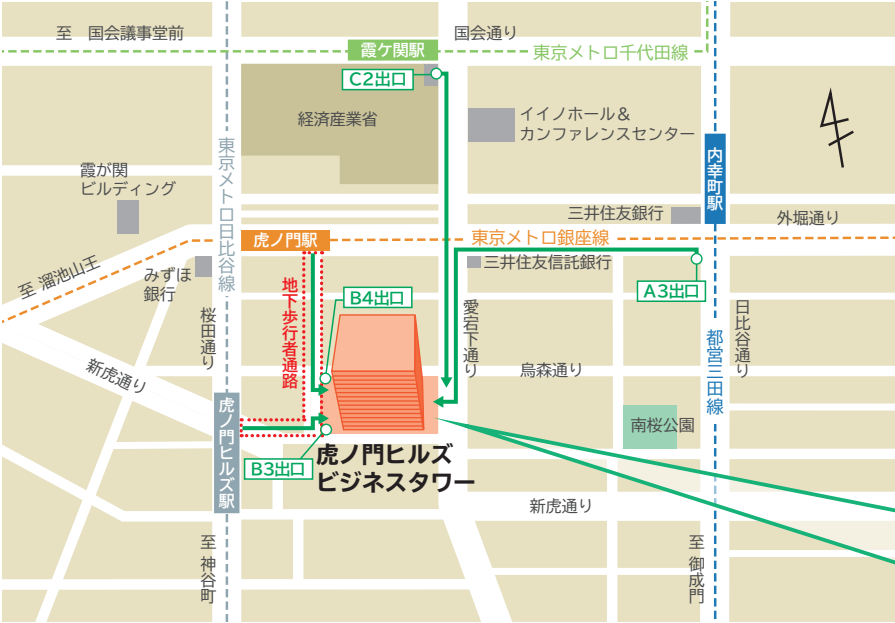
A 特別口座では、単元未満株式の買取・買増制度による場合を除き、株式の売買をすることはできません。特別口座に記録された株式を売却するためには、予め証券会社等に口座を開設し、特別口座から証券会社等の口座へ株式を振替えていただく必要があります。

詳細につきましては、当社特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 TEL(03)3502-0232
虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階



会場
**虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー
7階**

※入館受付場所は**1階オフィスロビー**の**入場ゲート前**で
ございます。



最寄り駅のご案内			
東京 メトロ	■ 日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	B3出口直結
	■ 銀座線	虎ノ門駅	B4出口直結
その他ご来場いただける駅			
東京メトロ ■ 千代田線		霞ヶ関駅	C2出口 徒歩約6分
都営地下鉄 ■ 三田線		内幸町駅	A3出口 徒歩約7分

- ◆ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◆ 会場での配慮が必要な方は、事前に当社総務部（連絡先は上記記載のとおり）までご相談ください。

